



熊本県公報

第11871号

平成22年1月8日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則		
○熊本県会計規則の一部を改正する規則	(会計課)	2
○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(人事課)	2
告 示		
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	3
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援総室)	3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	3
○指定居宅介護支援事業者の指定	(〃)	3
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	4
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	4
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	5
○漁船保険義務加入の同意の承認(小島加入区)	(団体支援総室)	5
○漁船保険義務加入の同意の承認(牛深町加入区)	(〃)	5
○平成22年度熊本県老人福祉施設整備計画等(特定施設入居者生活介護)事前協議実施要項	(高齢者支援総室)	5
○救急医療機関の撤回	(医療政策総室)	6
○救急医療機関の認定	(〃)	6
○道路の区域変更	(道路保全課)	6
○特定旧法指定施設に係る指定の辞退	(障害者支援総室)	7
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	7
○保安林の指定に関する予定	(〃)	7
○保安林の指定に関する予定	(〃)	8
○保安林の指定に関する予定	(〃)	8
○平成21年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算の要領	(財政課)	8
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援総室)	25
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	25
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	25
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	25
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	25
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	25
○熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画	(水産振興課)	26
公 告		
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	27
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃)	27
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃)	27
○文書管理システム及び職員認証基盤システム用サーバ等の借入に係る入札結果	(情報企画課)	28
○県有財産の売却	(管財課)	28
○道路の位置指定の公告	(建築課)	29
○平成21年度新たなノリ色落ち対策技術開発委託事業に係る八代海北部海域における海況の連続観測調査業務委託の実施	(水産振興課)	29
登 載 依 頼		
○松島有料道路料金徴収等業務委託に係る一般競争入札	(熊本県道路公社)	30
○第3回くまもと未来会議の開催	(くまもと未来会議)	31
○銃刀法第4条の3第2項の規定による医師の指定	(警察本部生活安全企画課)	31
正 誤		
○平成21年5月19日熊本県告示第490号(保安林の指定施業要件の変更に関する予定)中	(森林保全課)	32

規 則

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第1号

熊本県会計規則の一部を改正する規則
 熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）の一部を次のように改正する。
 第2条第10号中「行う入札」の次に「（公有財産の売払いに係るものを除く。）」を加え、同条に次の2号を加える。
 (12) 電子入札公有財産売却システム 県が行う公有財産の売払いの入札に関する事務を、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織によって処理する情報処理システムで、知事が指定する事業者が管理するものをいう。
 (13) 電子入札公有財産売却案件 電子入札公有財産売却システムにより入札に関する事務を行う契約案件をいう。
 第77条第1項中「契約金額」の次に「（電子入札公有財産売却案件にあつては、予定価格）」を加え、同条第2項に次の1号を加える。
 (7) 電子入札公有財産売却案件にあつては、当該案件に使用される電子入札公有財産売却システムを管理する事業者の保証
 第84条第1項第4号及び第5号並びに同条第2項中「電子入札案件」の次に「及び電子入札公有財産売却案件」を加える。
 第86条第1項中「100分の5以上」の次に「（電子入札公有財産売却案件にあつては、予定価格の100分の10以上）」を加える。

別表第1の6の項中「阿蘇教育事務所」を「阿蘇教育事務所 阿蘇中央高等学校」に改め、「阿蘇高等学校」及び「阿蘇清峰高等学校」を削り、同表の8の項中「上益城地域振興局（土木部に限る。）」を「上益城地域振興局（土木部に限る。） 矢部高等学校」に改め、「矢部高等学校」を削り、「蘇陽高等学校」

同表12の項中「天草高等学校」を「天草高等学校 上天草高等学校」に改め、「天草東高等学校」、

「大矢野高等学校」及び「松島商業高等学校」を削る。
 別表第6住宅課管理係長の職にある出納員の項中「家賃」の次に「及び駐車場の使用料」を加える。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の熊本県会計規則別表第1に規定する阿蘇高等学校、阿蘇清峰高等学校、矢部高等学校、蘇陽高等学校、天草東高等学校、大矢野高等学校及び松島商業高等学校は、この規則による改正後の熊本県会計規則別表第1の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間、存続するものとする。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第2号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

題名を次のように改める。
 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則
 本則中「熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号。以下「特例条例」という。）」を「特例条例」に改め、本則を第2条とし、同条に見出しとして「（市町村が処理する事務の範囲）」を付し、同条の前に次の1条を加える。
 （趣旨）

- この規則は、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号。以下「特例条例」という。）に基づき、当該特例条例の定めるところにより市町村が処理することとされる事務の範囲を定めるために必要な事項を定めるものとする。
 第2条の次に次の1条を加える。
 （特例条例別表第14号の規則で定める事務）

第3条 特例条例別表第14号に規定する旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち別に規則で定める事務は、次に掲げる場合における事務とする。

- (1) 一般旅券の発給を受けようとする者（以下「申請者」という。）がその親族等の外国における病気、事故、天災等による死亡、危篤、入院等により緊急に渡航する必要があると認められる場合
- (2) 申請者が業務上等の理由により早急に外国に渡航する必要がある場合において、申請者の住所が記録されている住民基本台帳を備える特例条例別表第14号市町村等の欄に掲げる市町村に一般旅券の発給を申請するとすれば、渡航予定日前に当該旅券の交付を受けることが困難と認められる場合
- (3) 申請者が旅券法第13条第1項各号のいずれかに該当する場合

附則
この規則は、平成22年2月1日から施行する。

告 示

熊本県告示第1号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成22年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市龍ヶ岳町高戸字清照2997番1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第2号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成22年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアサポート南の風 熊本市出水一丁目1番25号	株式会社九州サンガ	平成22年1月1日

熊本県告示第3号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成22年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアサポート南の風 熊本市出水一丁目1番25号	株式会社九州サンガ	平成22年1月1日

熊本県告示第4号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成22年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日

居宅介護支援事業所鈴かぜ 八代市豊原上町字遥拝3012番 地の1	有限会社鈴かぜ	平成22年1月1日
--	---------	-----------

熊本県告示第5号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年1月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション日吉の里 熊本市下南部三丁目15番32号 105号室	株式会社大寿乃盛	平成22年1月1日

熊本県告示第6号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年1月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション日吉の里 熊本市下南部三丁目15番32号 105号室	株式会社大寿乃盛	平成22年1月1日

熊本県告示第7号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年1月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

（訪問入浴介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社ケンアイ 菊池郡菊陽町原水1157番地3	株式会社ケンアイ	平成22年1月1日

熊本県告示第8号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年1月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防訪問入浴介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社ケンアイ 菊池郡菊陽町原水1157番地3	株式会社ケンアイ	平成22年1月1日

熊本県告示第9号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年1月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
まごころデイサービス 玉名郡長洲町宮野1298番地1	有限会社一光工業	平成22年1月1日

7

熊本県告示第10号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成22年1月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
まごころデイサービス 玉名郡長洲町宮野1298番地17	有限会社一光工業	平成22年1月1日

熊本県告示第11号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。
なお、平成18年1月11日熊本県告示第10号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項の規定により平成22年1月10日限り消滅するので、同条第2項の規定により公示する。
平成22年1月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

小島加入区

熊本県告示第12号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。
なお、平成18年1月11日熊本県告示第11号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項の規定により平成22年1月10日限り消滅するので、同条第2項の規定により公示する。
平成22年1月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

牛深町加入区

熊本県告示第13号

平成22年度熊本県老人福祉施設整備計画等（特定施設入居者生活介護）事前協議実施要項を次のように定める。
平成22年1月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

平成22年度熊本県老人福祉施設整備計画等（特定施設入居者生活介護）事前協議実施要項

（目的）

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項の規定に基づく介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「介護保険事業支援計画」という。）において定める特定施設入居者生活介護のための施設の円滑な整備を推進するため及び経済危機対策に伴う介護基盤の緊急整備による特定施設入居者生活介護のたためるための円滑な整備を推進するため、同法第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者としての指定及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者としての指定（特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護（以下「特定施設入居者生活介護等」という。）に係るものに限る。以下「指定」という。）を受けようとする者並びに当該指定に係る特定施設入居者生活介護等の定員増を行う者とする者に、当該指定に係る申請及び当該定員増を行う前に、当該指定に係る者及び当該定員増を行う者の有する施設において行おうとする特定施設入居者生活介護等について事前協議を求めることとし、これに関し必要な事項を定める。

（事前協議の対象等）

第2条 事前協議の対象とする特定施設入居者生活介護等は、介護保険事業支援計画に平成22年度分として計上された特定施設入居者生活介護等であって、別表に掲げるものとする。

2 前項の事前協議の対象とする特定施設入居者生活介護等に係る指定を受けようとする者は及び当該指定に係る特定施設入居者生活介護等の定員増を行おうとする者は、別途、

熊本市が定めるところにより、熊本市と事前協議を行うものとする。

(審査及び採択)

第3条 知事は、熊本市からの推薦に基づき、前条第2項に規定する特定施設入居者生活介護等を、指定及び定員増に係る特定施設入居者生活介護等として認定することの適否について決定するものとする。

(雑則)

第4条 この要項に定めるもののほか、事前協議に関して必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

1 この要項は、平成21年12月11日から施行し、平成21年12月1日から適用する。

2 この要項は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

別表

特定施設入居者生活介護種別	施設種別	指定等区分	対象地域
	混合型特定施設入居者生活介護及び混合型介護予防特定施設入居者生活介護		

熊本県告示第14号

次の救急医療機関について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に定める申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。
平成22年1月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

名 称	所 在 地	撤 回 日
熊本整形外科病院	熊本市九品寺一丁目 15番6号	平成21年10月31日

熊本県告示第15号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。
平成22年1月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
熊本整形外科病院	熊本市九品寺一丁目 15番6号	平成21年11月1日から 平成24年7月26日まで
江南病院	熊本市渡鹿五丁目1番 37号	平成21年12月16日から 平成24年12月15日まで

熊本県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年1月8日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年1月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	六嘉秋津 新町線	上益城郡嘉島町大字北甘木字 笈ノ瀬 2089番地先から 同町大字北甘木字古屋敷 1999番1地先まで	前	10.9 ～ 12.9	100.6	やさ道 交1地 (歩道 改修)
			後	11.9 ～ 14.4		

2 区域を変更する期日 平成22年1月8日

熊本県公告第17号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により特定旧法指定施設から指定の辞退があったので、同法第51条の規定により公示する。
平成22年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定辞退年月日	事業所番号	サービスの種類
ゆきぞの学園 下益城郡美里町栗崎 564番地	社会福祉法人 十 百千会 下益城郡美里町栗 崎564番地 大村 正秀	平成22年 3月31日	4311520011	知的障害者 授産施設

熊本県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町涌井字城平112番、113番1、114番1、117番、128番、131番1、131番2、132番1、132番2、135番1、113番2・116番5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字城平112番・132番1・132番2・135番1（以上4筆筆界未定地について次の図に示す部分に限る。）、113番1・113番2・114番1・128番・131番1・131番2（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町坂貫字大平1326番、1328番1、1328番2、1329番、1330番1、1379番1、1380番、1381番、字仕舞畑1386番4、1387番、1387番4、1388番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大平1326番・1328番1・1329番・1330番1・1380番・1381番・字仕舞畑1386番4・1387番・1387番4・1388番2（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成22年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町境字水無643番、644番2、645番から647番まで、649番1、650番1、字園平1269番、1275番2、1281番、1285番、1286番

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字水無644番2・645番・646番・字園平1269番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第21号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成22年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町石野字扇迫1462番、字山神1521番1、1521番2

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字扇迫1462番・字山神1521番1・1521番2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第22号

平成21年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算が平成21年11月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表する。

平成22年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成21年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

平成21年度熊本県の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,405,686千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 835,951,073千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び 負担金		千円	千円	千円
		7,652,162	16,630	7,668,792
	1 負担金	6,909,590	16,630	6,926,220
2 使用料及び 手数料		11,192,389	2,593	11,194,982
	1 手数料	3,277,387	2,593	3,279,980
3 国庫支出金		184,625,709	8,660,121	193,285,830
	1 国庫負担金	35,596,800	16,894	35,613,694
	2 国庫補助金	146,051,701	8,643,179	154,694,880
	3 国庫委託金	2,977,208	48	2,977,256

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 財 産 収 入		3,108,665	32	3,108,697
	1 財 産 運 用 入 収	1,199,270	32	1,199,302
5 繰 入 金		37,291,869	371,973	37,663,842
	1 基 金 繰 入 金	33,123,061	371,973	33,495,034
6 繰 越 金		4,177,524	1,190,750	5,368,274
	1 繰 越 金	4,177,524	1,190,750	5,368,274
7 諸 収 入		39,302,498	24,587	39,327,085
	1 雑 入	4,450,643	24,587	4,475,230
8 県 債		131,672,000	139,000	131,811,000
	1 県 債	131,672,000	139,000	131,811,000
歳 入 合 計		825,545,387	10,405,686	835,951,073
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		39,490,038	254,094	39,744,132
	1 総 務 管 理 費	13,113,282	265,658	13,378,940

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 企 画 費	6,483,731	△ 180,951	6,302,780
	3 防 災 費	1,453,089	169,387	1,622,476
2 民 生 費		101,418,832	518,000	101,936,832
	1 社会福祉費	73,057,998	449,182	73,507,180
	2 児童福祉費	24,364,844	68,818	24,433,662
	3 生活保護費	3,946,662		3,946,662
3 衛 生 費		46,660,268	7,858,819	54,519,087
	1 公衆衛生費	34,705,607	7,848,434	42,554,041
	2 環境衛生費	9,206,076	10,385	9,216,461
4 労 働 費		13,288,506	△ 6,487	13,282,019
	1 職業訓練費	1,633,812	△ 2,193	1,631,619
	2 失業対策費	11,313,749	△ 4,294	11,309,455
5 農 水 産 業 林 費		80,800,353	1,078,759	81,879,112
	1 農 業 費	15,070,079	271,159	15,341,238
	2 畜 産 業 費	7,816,770	300,000	8,116,770

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 農 地 費	24,943,852	△ 24,030	24,919,822
	4 林 業 費	25,214,266	530,595	25,744,861
	5 水 産 業 費	7,755,386	1,035	7,756,421
6 商 工 費		33,960,207	52,551	34,012,758
	1 商 業 費	26,560,634		26,560,634
	2 工 鉱 業 費	6,782,622	52,551	6,835,173
	3 観 光 費	616,951		616,951
7 土 木 費		138,096,842	311,763	138,408,605
	1 道 橋 路 費 橋りょう	58,349,479	150,000	58,499,479
	2 河川海岸費	24,109,926	5,693	24,115,619
	3 港 湾 費	9,097,981	△ 44,260	9,053,721
	4 都市計画費	11,402,969	270,000	11,672,969
	5 住 宅 費	2,320,372	△ 69,670	2,250,702
8 警 察 費		40,782,939	96,157	40,879,096
	1 警察管理費	36,908,305	35,997	36,944,302

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 警察活動費	3,874,634	60,160	3,934,794
9 教 育 費		170,479,217	173,885	170,653,102
	1 教育総務費	25,555,324	△ 52,953	25,502,371
	2 高等学校費	33,932,862	179,189	34,112,051
	3 特別支援 学 校 費	9,286,653	40,945	9,327,598
	4 社会教育費	2,810,449	43,390	2,853,839
	5 保健体育費	2,187,018	△ 36,686	2,150,332
10 災害復旧費		3,891,683	68,145	3,959,828
	1 農林水産業 災害復旧費	1,444,515	22,872	1,467,387
	2 土木災害 復 旧 費	2,447,168	45,273	2,492,441
11 諸 支 出 金		42,482,773		42,482,773
	1 繰 出 金	6,318,364		6,318,364
歳 出 合 計		825,545,387	10,405,686	835,951,073

第2表 繰越明許費

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 1,941,000
	1 企 画 費	1,410,000
	2 防 災 費	531,000
2 民 生 費		2,870,000
	1 社 会 福 祉 費	2,727,000
	2 児 童 福 祉 費	143,000
3 衛 生 費		15,000
	1 環 境 衛 生 費	15,000
4 農 林 水 産 業 費		19,198,000
	1 農 業 費	2,293,000
	2 畜 産 業 費	3,894,000
	3 農 地 費	3,752,000
	4 林 業 費	6,768,000
	5 水 産 業 費	2,491,000
5 商 工 費		315,000
	1 工 鉱 業 費	315,000
6 土 木 費		51,031,000
	1 土 木 管 理 費	8,069,000

款	項	金 額
		千円
	2 道路橋りょう費	21,453,000
	3 河川海岸費	9,282,000
	4 港湾費	3,697,000
	5 都市計画費	8,055,000
	6 住宅費	475,000
7 警察費		686,000
	1 警察管理費	344,000
	2 警察活動費	342,000
8 教育費		2,544,000
	1 高等学校費	1,733,000
	2 特別支援学校費	426,000
	3 社会教育費	94,000
	4 保健体育費	291,000
9 災害復旧費		3,597,000
	1 農林水産業 災害復旧費	1,482,000
	2 土木災害復旧費	2,115,000
合	計	82,197,000

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 秘書事務委託業務	平成22年度 ～平成24年度	千円 113,693
	年次別内訳	
	平成22年度	37,746
	平成23年度	37,895
平成24年度	38,052	
2 広報誌制作業務	平成22年度	25,206
3 熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業	平成22年度	119,931
4 保健・医療・福祉関係業務	平成22年度	7,780
5 海域水質環境調査業務	平成22年度	19,801
6 指定野菜価格安定対策資金支払保証 社団法人熊本県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対し県の必要造成計画額の4分の1を限度とし、その不足額を補助する支払保証	平成21年度 ～平成22年度	300,000
7 農地海岸保全事業	平成22年度	621,000
8 鳥獣保護センター管理運営業務	平成22年度	13,711
9 広域漁港整備事業	平成22年度	500,000
10 建設単価調査業務	平成22年度	19,279
11 道路新設改良費	平成22年度	391,000
12 河川改良費	平成22年度	27,900
13 港湾建設費	平成22年度	550,000

事 項	期 間	限 度 額
14 警察関係業務	平成22年度	千円 422,591
15 荒尾警察署庁舎耐震改修事業 荒尾市	平成22年度	78,847
16 宇城警察署庁舎耐震改修事業 宇城市	平成22年度	41,681
17 天草警察署庁舎耐震改修事業 天草市	平成22年度	51,419
18 緊急雇用創出基金事業	平成22年度	62,829
19 給食業務	平成22年度 ～平成24年度	58,245
	年次別内訳	
	平成22年度	45,053
	平成23年度	6,596
	平成24年度	6,596

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
1 県有施設等管理業務	平成22年度 ～平成24年度	千円 11,500	平成22年度 ～平成26年度	千円 2,507,016
	年次別内訳 平成22年度 平成23年度 平成24年度	10,500 500 500	年次別内訳 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度	2,349,278 65,595 65,595 13,274 13,274
2 情報処理関連業務	平成22年度 ～平成26年度	578,000	平成22年度 ～平成27年度	1,020,176
	年次別内訳 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度	247,342 164,394 159,906 5,901 457	年次別内訳 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度	424,753 223,223 218,735 64,730 59,286 29,449
3 事務機器等賃借	平成22年度 ～平成27年度	822,090	平成22年度 ～平成27年度	1,124,591
	年次別内訳 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度	198,254 174,936 173,071 172,577 96,723 6,529	年次別内訳 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度	235,719 235,305 233,440 232,946 156,702 30,479

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公 営 住 宅 建 設 事 業 費	千円 73,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他		据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
単 県 農 業 農 村 整 備 事 業 費	2,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをすること ができる。
単 県 治 山 事 業 費	29,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れすること ができる。	年 10 % 以 内	
産 業 技 術 セ ン タ ー 整 備 事 業 費	44,000			
天 草 空 港 整 備 費	19,000			
警 察 施 設 整 備 費	26,000			
公 共 土 木 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	35,000			
計	228,000			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
河 川 国 庫 補 助 事 業 費	千円 2,224,000	(借入先) 財務省、地		据置期間を 含め30年以内	千円 2,226,000			
単 県 道 路 整 備 事 業 費	459,000	方公共団体金		半年賦元利				
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	300,000	融機構、会社、 その他		均等償還又は 元金均等償還、	311,000			
県立高等学校 整 備 事 業 費	371,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行 (他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年 10 % 以 内	満期一括償還 等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができる。	728,000			
計	3,354,000				3,265,000			(補 正 前 に 同 じ)

平成21年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		92,000
	1 港 湾 費	92,000
合	計	92,000

平成21年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		80,000
	1 港 湾 費	80,000
合 計		80,000

平成 2 1 年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 1 年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		1,060,000
	1 流 域 下 水 道 費	1,060,000
合 計		1,060,000

平成 2 1 年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第 1 号）
 平成 2 1 年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第 1 号）
 は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費		
款	項	金 額
		千円
1 商 工 費		151,000
	1 工 鉱 業 費	151,000
合 計		151,000

平成 2 1 年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成 2 1 年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 2 1 年度熊本県有料駐車場事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第 1 款 事 業 収 益	128,065千円	2,149千円	130,214千円
第 2 項 営 業 外 収 益	1,551千円	2,149千円	3,700千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「111,593千円」を「90,297千円」に、「5,314千円」を「6,245千円」に、及び「106,279千円」を「84,052千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資 本 的 収 入	19,537千円	21,296千円	40,833千円
第 1 項 工 事 負 担 金	19,537千円	△19,537千円	0千円
第 2 項 補 助 金	0千円	40,833千円	40,833千円

(債務負担行為)

第 4 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
有料駐車場料金徴収等業務	平成 2 2 年度 ～平成 2 4 年度	千円 76,944

平成 2 1 年度熊本県病院事業会計補正予算 (第 2 号)

(総 則)

第 1 条 平成 2 1 年度熊本県病院事業会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	平成 2 2 年度	千円 42,228
医事業務	平成 2 2 年度	22,313
給食業務	平成 2 2 年度	84,730
事務機器等賃借	平成 2 2 年度 ～平成 2 4 年度	4,584

熊本県告示第23号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
げんきやまデイサービス 鹿本郡植木町大字伊知坊886番地1	株式会社ひとついのち	平成22年1月1日

熊本県告示第24号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
げんきやまデイサービス 鹿本郡植木町大字伊知坊886番地1	株式会社ひとついのち	平成22年1月1日

熊本県告示第25号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス阿蘇ふれあい 阿蘇市内牧601番地6	株式会社エルピーダ	平成22年1月1日

熊本県告示第26号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス阿蘇ふれあい 阿蘇市内牧601番地6	株式会社エルピーダ	平成22年1月1日

熊本県告示第27号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
菜々彩 八代市敷川内町1202番地	株式会社ミロク	平成22年1月1日

熊本県告示第28号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
菜々彩 八代市敷川内町1202番地	株式会社ミロク	平成22年1月1日

熊本県告示第29号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第4条第7項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成21年熊本県告示第745号)を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

なお、変更後の熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画は、平成22年1月1日から施行する。

平成22年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全・安心な水産物を安定的に提供するという重要な役割を担っている。

また、水産業は、県内の沿海地域において地域経済を支える重要産業としての位置を占めており、活力ある地域社会を維持していく上でも重要な役割を果たしている。

今後とも、本県水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。

(2) 本県水域は、広大な干潟漁場を有する有明海、外洋に面した天草西海、島々の点在する不知火海と変化に富んでいるため、多種類の魚介類が生息し、我が国数々の漁場を形成している。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にある中で、本県海域における海面漁業生産量も低水準、減少傾向にあるものが増えてきている。

今後ともこのような状況が継続すれば県民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済発展への重大な支障となるおそれがある。

(3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として、多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきている。

今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画(法第3条の基本計画をいう。)により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な措置を講じることとする。

(4) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、第一種特定海洋生物資源の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることとする。

(5) また、漁獲可能量について、本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。

このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

また資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業等を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度(法第13条の協定制度をいう。)の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の平成21年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。

【まあじ】平成21年1月から同年12月まで 若干

【まいわし】平成21年1月から同年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】平成21年7月から平成22年6月まで 若干

第一種特定海洋生物資源の平成22年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。

【まあじ】平成22年1月から同年12月まで 若干

【まいわし】

- 平成22年1月から同年12月まで 若干
- 【まさば及びびごまさば】
- 平成22年7月から平成23年6月まで
- ※上記さば類の管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。
- 3 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項
- 【まあじ、まいわし、まさば及びびごまさば】
- 中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度（法第13条の協定制度をいう。）の普及及び定着を図ることとする。
- また、中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。
- 4 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

公 告

熊本県公告第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字蛙石1873番21
353.63平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋2917番地4
下田 浩之

熊本県公告第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字下六嘉字尾ノ上3390番3、同3390番4、同3390番5
及び同3404番2
709.45平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市桜木四丁目4番31号
杉本 弘之、杉本 久美子

熊本県公告第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池市泗水町豊水字麦田3128番1、同3131番1、同3132番、同3161番1、同3162番1、同3162番2、里道及び水路の一部
4,975.49平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池市野間口1045番地
株式会社浄寶院

熊本県公告第4号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により次のとおり公示する。

平成22年1月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
文書管理システム及び職員認証基盤システム用サーバ等の借入一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県地域振興部情報企画課業務システム改革支援班
郵便番号862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成21年11月19日
- 4 落札者の名称及び所在地
日立キャピタル株式会社九州営業本部
福岡市博多区店屋町1-35
- 5 落札金額（月額）
791,910円（うち消費税及び地方消費税の額37,710円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成21年10月9日

熊本県公告第5号

県有財産を次のとおり売却する。

平成22年1月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 物件の表示
所在 大阪府吹田市古江台6丁目72番37
地目 宅地
地積 1,330.36平方メートル（公簿・実測）
最低売却価格 222,000,000円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 4 入札期日及び場所
平成22年3月12日（金）午後1時30分
大阪市北区梅田1-1-3-2800 大阪駅前第3ビル28階
鳥取県関西本部交流室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書
この入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成22年3月5日（金）午後5時
（郵送の場合は提出期限までに必着のこと）
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 7 入札保証金
この入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限
平成22年3月26日（金）午後5時
- 9 契約保証金
契約しようとする者は、売買契約締結以前に、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として県に納付するものとする。
- 10 その他
(1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内

- (2) 契約締結方法 別途指定する。
- (3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
- (4) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課（電話096—333—2122）

熊本県公告第6号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成22年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池市重味1167
- 2 築造者の氏名 井出博之
- 3 道路の位置 山鹿市杉字平原664番2、同664番3、同670番3、同671番2、同681番3及び里道
- 4 道路の幅員 4.00メートルから4.46メートルまで
- 5 道路の延長 39.80メートル
- 6 指定年月日 平成21年12月21日
- 7 指定番号 熊本県指令鹿本技管第29号

熊本県公告第7号

企画提案コンペ方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。
平成22年1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 業務概要
 - (1) 業務名
平成21年度新たなノリ色落ち対策技術開発委託事業に係る八代海北部海域における海況の連続観測調査業務
 - (2) 業務内容
ア 海況連続観測機器（水温、塩分、クロロフィル計測機器及び流向・流速計測機器）の設置、点検及び撤去
イ 海況連続観測（水温、塩分、クロロフィル及び流向・流速）の実施
ウ 海況連続観測データのとりまとめ及び解析
エ 本業務を実施する海域を管理する漁協、海上保安部その他関係機関との打合せに關すること。
- 2 委託期間
委託契約書に定める日から平成22年3月15日（月）まで
- 3 応募資格
 - (1) 業務委託のための企画提案コンペ説明会に参加する者
 - (2) 「物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱」（平成18年熊本県公示第521号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「水質検査」、「土壌分析」、「環境アセスメント調査」のいずれにも登録された者であること。
 - (3) 過去3年間の間に、本業務と同程度の水域環境調査業務を受注した実績があること。
 - (4) 九州内に本社、支社又は営業所を有していること。
 - (5) 本業務を適正に遂行できる能力を有する者として、次の条件を満たしていること。
 - ア 水温、塩分及びクロロフィルを連続観測できるメモリー式観測センサーと流向・流速計により、連続観測ができること。
 - イ 連続観測機器の使用及び管理に精通した技術者が2名以上いること。
 - ウ 計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第44条の規定に基づく「計量証明事業登録証」を受けていること。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (8) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県公示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 4 募集期間
平成22年1月15日（金）から平成22年1月26日（火）まで
- 5 その他

詳細については、県ホームページに登載した「平成21年度新たなノリ色落ち対策技術開発委託事業に係る八代海北部海域における海況の連続観測調査業務委託先募集要領」による。

- 6 問い合わせ先
 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県農林水産部水産振興課環境養殖班（電話：096-333-2455）

登載依頼

熊本県道路公社告示第1号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成22年1月8日

熊本県道路公社理事長 渡邊俊二

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 業務名 松島有料道路料金徴収等業務委託
 - (2) 業務内容 松島有料道路における料金徴収業務及び松島有料道路から松島有明道路までのパトロール等交通管理業務
 - (3) 委託期間 平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の(1)から(4)までに掲げる条件をすべて満たす者であること。

 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
 - (2) 国税及び熊本県税の納税を怠っていない者
 - (3) 経営状態が健全であると認められる者
 - (4) 次のいずれか又は該当する者で、料金徴収業務の管理・監督の経験が過去に通算して1年以上ある現場代理人を管理事務所に専任で配置できる者
 - ① 九州地域内（沖縄県を除く。）に本社、支店又は営業所を有し、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）に基づく他、会社又は地方道路公社等の有料道路若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく有料道路において過去5年間に2年以上の料金徴収業務経験を有する者
 - ② 熊本県内に本社、支店若しくは営業所を有し、駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条の規定に基づき都道府県知事に届出をした駐車場で、単位時間制により料金を徴収する駐車料金システムを採用する者（無人駐車機器等によるものを除く。）又は海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条の規定に基づき一般旅客定期航路事業に係る国土交通大臣の許可を受けフェリー事業を現に営む者（海上運送法第2条第10項に規定する自動車航送業務を事業に含む者に限る。）のうち、次の全ての条件を満たす者（これらの者から過去5年間に2年以上の料金徴収業務を受託している者を含む。）
 - ア 常勤職員 10名以上
 - イ 取扱台数 1日当たり500台以上（過去2年間における最大取扱台数）
 - ウ 営業年数 5年以上
 - エ 資本金等 500万円以上
- 3 一般競争入札参加資格を得るための申込み方法及び時期
 - (1) 申込みの方法

道路公社が指定する一般競争入札参加資格審査申請書に係る書類を添付のうえ、直接又は簡易書留郵便により提出するものとする。

なお、提出した申込書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (2) 申込書類の入手及び提出の場所並びに申込等に関する問い合わせ先
 熊本県道路公社松島道路管理事務所
 郵便番号 861-6102 上天草市松島町合津5964-4
 電話番号 0969-28-3331
 - (3) 申込等書類の受付期間
 平成22年1月8日から平成22年1月25日までの日のそれぞれの日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律による休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 - (4) 一般競争入札参加資格の有効期間
 資格確認の結果を通知した日から平成22年3月31日までとする。
 - (5) 一般競争入札参加資格審査の結果通知
 参加資格確認の結果は、資格審査結果通知書により、平成22年2月3日までに行う。
- 4 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
 熊本県道路公社松島道路管理事務所
 郵便番号 861-6102 上天草市松島町合津5964-4
 電話番号 0969-28-3331

- (2) 入札説明書の交付
 - ① 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
 - ② 交付期間は、平成22年2月3日から平成22年2月22日までの日のそれぞれの日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律による休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- 5 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 日時 平成22年2月23日（火） 午後1時30分
 - (2) 場所 上天草市松島町合津5964-4 熊本県道路公社松島道路管理事務所
 - (3) その他
競争入札の執行に当たっては、熊本県道路公社理事長が競争入札参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを持参すること。
- 6 入札書の記載方法等
 - (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県道路公社競争契約入札心得（熊本県競争契約入札心得を準用する。）の規定による。
 - (3) 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
 - (4) 入札書は、5の(2)記載の入札場所に持参すること。
- 7 その他
 - (1) 入札保証金 入札説明書による。
 - (2) 契約保証金 入札説明書による。
 - (3) 最低制限価格 有
 - (4) 入札の無効
入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。
 - (5) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - (6) その他詳細は、入札説明書による。

くまもと未来会議第3号

第3回くまもと未来会議を、次のとおり開催する。
平成22年1月8日

くまもと未来会議議長
熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 日時
平成22年1月18日（月）
午後5時00分から午後6時30分まで
- 2 場所
東京都千代田区平河町2-6-3
都道府県会館 402会議室
- 3 テーマ
「品格あるくまもと ～九州の拠点を目指して～」
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付のうえ、係員の指示に従って、入室することができる。
 - (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県総合政策局企画調整課企画推進班
(電話 096-333-2020)

熊本県公安委員会告示第18号

銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則（平成21年熊本県公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。）第4条の3第2項の診断を行う医師を平成21年12月4日付けで次のように指定したので、規則第6条第3項の規定により告示する。
平成22年1月8日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	診断の対象者	指定期間
藤岡 俊宏	医療法人敬愛会 城山病院 熊本市上代九丁目2番20号	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者	指定日から起算して3年間
木村 武実	独立行政法人国立病院機構 菊池病院 合志市福原208番地	同上	同上

正 誤

平成21年5月19日熊本県告示第490号（保安林の指定施業要件の変更に関する予定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
6	29	水上村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、水上村（次の図に示す部分に限る。）	水上村（次の図に示す部分に限る。）